

## 第5回食・消費者委員会を開催しました！

12月19日に、第5回食・消費者委員会において、千葉県消費者センターの見学研修を行いました。

今回は施設見学だけでなく、千葉県の消費者施策の現場である千葉県消費者センターの役割、第3次千葉県消費生活基本計画の進捗状況や県内の消費者被害の実情等について説明をお聞きしました。

初めに千葉県消費者センター道上所長からご挨拶をいただいた後、依田次長から千葉県消費者センターの概要についてご説明いただきました。



道上みゆき 所長



依田毅 次長

続いて施設内の見学を行い、高見副主査から、クリーニングに関する商品テストについて説明していただきました。

その後、消費生活相談員の浜野さんから、最近の消費生活相談の傾向と対策についてお話しいただきました。

千葉県消費者センターでは、消費生活相談（消費者と事業者間に生じた問題の苦情や多重債務等の債務整理、破産）個人情報保護相談（個人情報の不適切な取扱い）に対し、助言、情報提供、場合によってはあっせんを行っています。また、啓発・消費者教育事業、市町村への支援事業、商品テスト事業等も実施しています。昨年は千葉県で59,727件の相談があり、内10,565件を県センターで受けました。



高見博子 副主査による  
クリーニングでの衣類のトラブルについての説明

2018年度は、60才以上からの相談が全体の49%を占めました。高齢者が悪徳事業者のターゲットとなっています。アクティブシニアのインターネットトラブルも増加しています。また、若者は20才を過ぎると相談が4倍に増えています。成人年齢引き下げに向けた消費者教育が急務です。



浜野洋子 消費生活相談員

以上